

## 1 計画策定の趣旨

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっています。平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。国においては、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」により健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防などの方向性を示して、健康増進を推進してきました。また、東京都においては、「東京都健康推進プラン 21」を策定し都民の健康づくりに取り組んできました。

このことを踏まえ、こだいら健康増進プラン（以下、「第 1 次計画」といいます。）は、健康づくりをみずから取り組むものとし、「子どもから大人までともに支えあい、みずから健康をつくるまちこだいらへ」を理念として、平成 29 年 3 月に策定し、計画を推進してきました。

なお、計画期間については、国が医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、関連する計画の見直し時期を一致させるため、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」の計画期間を 1 年間延長しました。このことを踏まえ、第 1 次計画の計画期間についても当初、令和 4 年度までの 6 年間だったものを 1 年間延長し、令和 5 年度までとしました。

第 1 次計画の計画期間が、令和 5 年度末に終了することを踏まえ、令和 6 年度以降の計画として、第 1 次計画との連続性も考慮しながら、国が推進する「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」（以下、「健康日本 21（第三次）」）といいます。）や東京都が推進する「東京都健康推進プラン 21（第三次）」の内容のほか、現在の市民の健康づくりの現状についての課題を把握・分析しました。

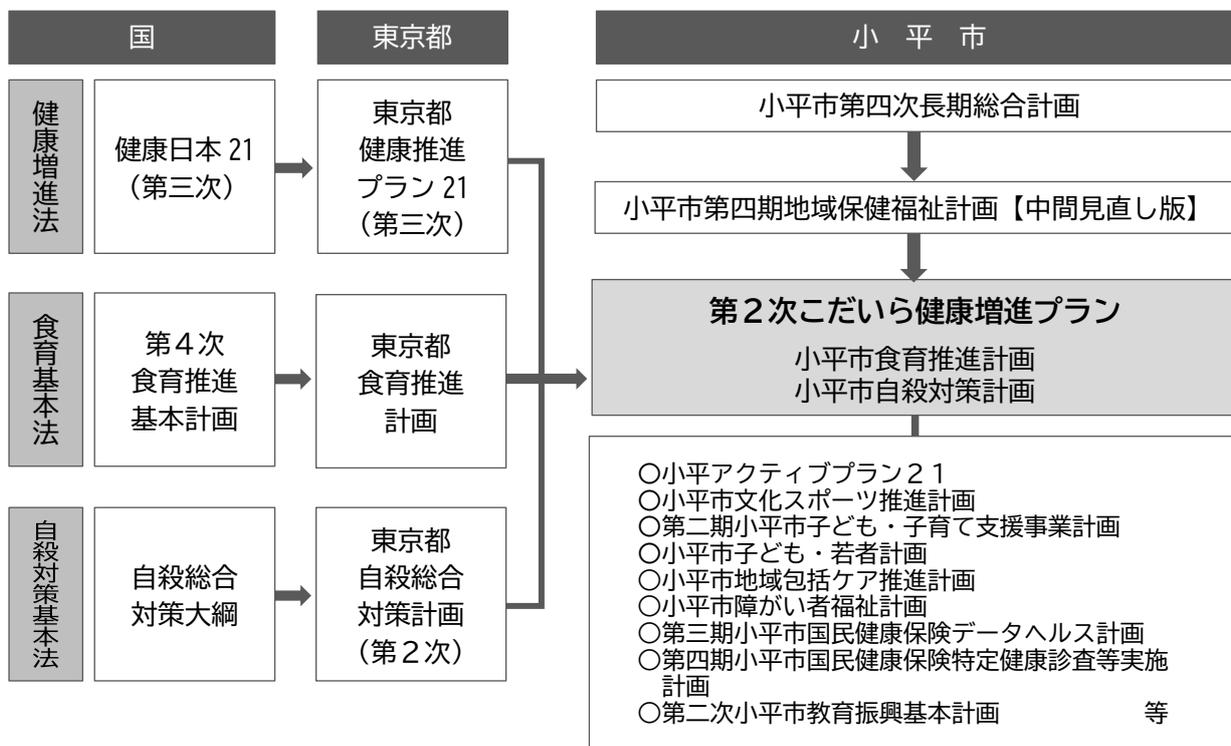
この分析した内容や社会の変化なども踏まえて、市民の健康増進をより一層推進するために、第 2 次こだいら健康増進プランを策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として、国の推進する「健康日本21(第三次)」や東京都が推進する「東京都健康推進プラン21(第三次)」との整合性を図るものです。また、小平市第四次長期総合計画を最上位計画とし、基本目標I「ひとづくり」の方針2「全世代が元気にはつらつと過ごす」を推進するための個別計画として位置づけ、市の関連計画及び施策と整合性を図っています。

併せて、本計画の分野別施策のうち、「栄養・食生活」の分野は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として位置づけ、また、「こころの健康」の分野は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として位置づけ、本計画に内包して策定するものです。

### ■計画の位置づけイメージ



### 3 計画の期間

計画の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

#### ■本計画と関連計画の計画期間

		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12~
国	健康日本 21（第三次）	R 6年度～R 17年度						▶▶
	第4次食育推進基本計画	(R 3年度)～ R 7年度						
	自殺総合対策大綱（R 4. 10公表） ※おおむね5年を目途に見直し	(R 4年)～R 9年						
東京都	東京都健康推進プラン 21 （第三次）	R 6年度～R 17年度						▶▶
	東京都食育推進計画	(R 3年度)～ R 7年度						
	東京都自殺総合対策計画（第2次）	(R 5年度)～R 9年度						
小平市	<b>第2次こだいら健康増進プラン</b>	<b>R 6年度～R 11年度</b>						
	小平市地域包括ケア推進計画	R 6年度～R 8年度						
	第三期小平市国民健康保険データヘルス計画	R 6年度～R 11年度						
	第四期小平市国民健康保険特定健康診査等実施計画	R 6年度～R 11年度						